

## 盛岡市手数料条例の一部改正について

平成15年5月30日  
都市整備部

### 1 改正の趣旨

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成15年3月31日法律第8号）が、平成15年4月1日に施行され、同法第31条の2第2項及び62条の3第4項の規定に「都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う同法の認定事業者等に対する土地等の譲渡で当該譲渡にかかる土地等が当該事業の用に供されるもの」がそれぞれ5号として加えられたことにより、これらの項第6号以下が1号ずつ繰り下げられたことから、これに合わせて盛岡市手数料条例を以下の通り改正するものである。

### 2 改正の内容

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表46の項中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第12号ハ」に、「第62条の3第4項第11号ハ」を「第62条の3第4項第12号ハ」に改め、同表48の項中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第13号ニ」に、「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第13号ニ」に改める。

（参考：別紙新旧対照表）

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

盛岡市手数料条例新旧対照表

改正案			現行			備考
別表(第2条, 第4条関係)			別表(第2条, 第4条関係)			
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額	
1~45 (略)			1~45 (略)			
46 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第12号ハ若しくは第62条の3第4項第12号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(略)	46 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第11号ハ若しくは第62条の3第4項第11号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	(略)	
47 (略)	(略)	(略)	47 (略)	(略)	(略)	

改正案

現行

備考

手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
48 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第13号ニ若しくは第62条の3第4項第13号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	(1) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号, 第63条第3項第6号, <u>第31条の2第2項第13号ニ又は第62条の3第4項第13号ニ</u> に規定する都道府県知事の認定に係る審査次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 手数料額 (略) (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ, 第63条第3項第7号ロ, <u>第31条の2第2項第13号ニ又は第62条の3第4項第13号ニ</u> に規定する市町村長の認定に係る審査次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 手数料額 (略)	48 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	(1) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号, 第63条第3項第6号, <u>第31条の2第2項第12号ニ又は第62条の3第4項第12号ニ</u> に規定する都道府県知事の認定に係る審査次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 手数料額 (略) (2) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ, 第63条第3項第7号ロ, <u>第31条の2第2項第12号ニ又は第62条の3第4項第12号ニ</u> に規定する市町村長の認定に係る審査次に掲げる新築住宅の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める金額 手数料額 (略)
49~75 (略)			49~75 (略)		

1 改正の趣旨

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成11年8月18日法律第133号)が、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成15年政令第20号)により、平成15年8月25日に施行されることとなったところである。同法の一部改正については、昨年8月5日第一次稼動し、基本4情報が県や国の本人確認情報として利用される事務が開始したところである。本年8月25日からの第二次稼動では、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例、住民基本台帳カードの交付が開始される。このため関連する次の2項目について規定する必要がある、盛岡市手数料条例第2条別表の改正をするものである。

2 改正の内容

(1) 住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付手数料を定めるものである。

(住民票の写しの交付の特例で、住所地市町村以外の市町村長に対し自己又は自己と同一世帯に属する者の住民票の写しの交付を請求することができる。)

手数料条例第2条(手数料の徴収等)に係る別表53の項中次のように加える。

53 住民基本台帳法第12条第1項又は第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付及び同法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき300円
---	--------------	-----------

(2) 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付手数料を定めるものである。

(住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己に係る住民基本台帳カードの交付を求めることができる。)

手数料条例第2条(手数料の徴収等)に係る別表54の項の次に次のように加える。

54の2 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カード交付手数料	1枚につき500円
---	----------------	-----------

3 施行期日

平成15年8月25日

市の各課で周知を促す  
市長 十と並

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例（抜粋）新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条, 第4条関係)			別表(第2条, 第4条関係)		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1～52 <省 略>			1～52 <省 略>		
53 住民基本台帳法第12条第1項又は第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書 <sub>の</sub> 交付及び同法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき300円	53 住民基本台帳法第12条第1項又は第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票の写し等交付手数料	1通につき300円
54 <省 略>			54 <省 略>		
54の2 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カード交付手数料	1枚につき500円			
55～75 <省 略>			55～75 <省 略>		